

2025-2026 年度課題別研修「電力系統計画・運用技術」
に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構関西センター（以下「JICA 関西」という。）は以下の業務について、別紙 2 のとおり参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた送配電設備の構築と系統運用を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するべく、系統計画・運用について必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定者を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

本コースは全世界の電力系統の計画・設計を担う技術者を対象に日本の電気系統の計画・設計・運用に係る技術及び実務的知見を共有するものであり、受託者には要件として「日本の電気系統の計画・設計・運用に係る官民とのネットワークを有すること」「全世界の電力事業に係る最新動向・課題につき情報を収集し把握する体制・実績を有すること」「開発途上地域の当該分野の人材育成に係る業務経験を有すること」が求められます。特定者は、日本の主要な電力及び電源開発企業を会員会社とする組織であり、我が国の当該分野における知見を豊富に有しています。また、海外の電気事業に関する調査研究、電気事業に関する海外の関係機関、団体との交流及び協力等を行っており、世界の最新動向や最新技術を把握しています。加えて、人材育成事業も 30 年以上実施しており、これまで培った当該分野の人材ネットワークを活かして日本を含め世界各国から多様な講師を招集でき研修を実施できる、唯一の機関であると判断します。

特定者は以下「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

別紙 2 「研修委託契約業務概要」の通り。

2 応募要件

（1）基本的要件：

- ① 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。
- ② 2025 年度を第 1 回目として受託し、2026 年度まで計 2 回、同一案件を受託可能である者。本件公募は 2025 年度、2026 年度に実施する研修（2 回分）を対象に実施しますが、契約は年度ごとに分割して締結します。なお、各年度の契約を締結する際には、前年度の業務実施状況が良好であることを確認のうえで、契約を締結します。（ただし、研修対象国の状況など、予期しない外部条件が生じた場合を除きます。）

（2）資格要件等：

- ① 公示日において、令和 07・08 年度全省庁統一資格競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。

なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、必要な書類を提出していただくことで、当機構における参加資格審査を受けることができます。

- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていない者。具体的には以下のとおり扱います。
- ・ 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・ 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。
- ④ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。
- 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
- なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。
- ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
 - イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が兵庫県の暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）に定める禁止行為を行っている。

- ⑤ 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。
- （※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- （※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
- ・ 個人番号利用事務実施者
 - ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
 - ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
 - ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2025 年 9 月 25 日（木）10 時から 2025 年 10 月 9 日（木）17 時まで
	提出場所	〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA 関西研修業務課（担当：坂西 悠太）
	提出書類	別紙 3 参加意思確認書 別紙 4 資格審査申請書 応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出方法	メール、持参又は郵送で提出（郵送の場合は書留としてください。） メール送付先： ksictp1@jica.go.jp メールタイトル：【2025-2026 年度課題別研修「電力

		系統計画・運用技術」参加意思確認書の提出（社名〇〇）】
(2) 審査結果の通知	通知日	2025 年 10 月 10 日（金）
	通知方法	メール又は郵送で通知（参加意思確認書を提出した団体のみ、提出のあった方法に応じて通知） ※なお、特定者には、JICA 関西ホームページ上（調達選定結果）で通知する。
(3) 応募要件無しの理由請求	請求場所	〒651-0073兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 JICA 関西研修業務課（担当：坂西 悠太）
	請求方法	メール、持参又は郵送で提出（郵送の場合は書留としてください。） メール送付先： ksictp1@jica.go.jp メールタイトル：【2025-2026 年度課題別研修「電力系統計画・運用技術」参加意思確認公募／応募要件無しの理由請求（社名〇〇）】
	請求期限	2025 年 10 月 22 日（水）
	回答方法	メール又は郵送で回答

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札（総合評価落札方式）または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記 2（1）（2）の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」（様式はありません。）を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします。
- (12) メール送信の際の留意点は以下のとおりです。
 - ① メールの受信制限があるため、送付メールの容量は 20MB 以下としてください。
 - ② データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別紙 3）の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されている

メールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）の URL と、同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付します（ただし、パスワードについては、別メールにて送付します）。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報ください。

- ③ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出してください。
- ④ JICA 関西では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は 翌営業日の 17 時までに）受信確認メールを送付しますが、万一連絡がない場合は、JICA 関西へ問い合わせをお願いします。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受けませんので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨します。

担当部課：JICA 関西研修業務課

以 上

研修委託契約業務概要

※以下の記載は 2025 年度に関するものです。2026 年度の計画については、研修期間や対象国の変更を含めて当該年度に決定します。

1 研修コース概要:

(1) 研修コース名

課題別研修「電力系統計画・運用技術」

(2) 研修期間 (予定)

① 全体受入期間: 2025 年 12 月 1 日から 2025 年 12 月 13 日まで

② 技術研修期間: 2025 年 12 月 2 日から 2025 年 12 月 12 日まで

(3) 対象となる研修員 (予定)

① 定員: 15 人(予定)

② 対象国: ラオス、バングラデシュ、ネパール、スリランカ、ソロモン、パラオ、ケニア、リベリア、マラウイ、ナイジェリア、ウガンダ、アンゴラ、カメルーン、モザンビーク、セネガル

③ 対象者: 国家基幹系統の計画・運用機関

(4) 使用言語

英語(講義等は、英語で実施する。ただし、対応困難な場合は、JICA または委託機関が通訳を手配して対応する。)

(5) 研修の背景・目的

電力の安定供給は、開発途上国の経済発展に欠かせない重要な条件である。

JICA グローバルアジェンダに記されているとおり、開発途上国では送配電部門(送電・配電分野)は公的事業体が担うことが多く、当該事業体による適切な設備投資と運用・維持管理が行われない限り、末端の消費者への安定的な電力供給は実現せず、未電化人口の解消も進まない。

一部アジア地域やアフリカ地域では、非効率な電力送配電システムのため、輪番停電や事故停電が頻発するなど、電力供給が不安定な国も多い。

このような現状に鑑み、本研修では効率的かつ安定的な電力供給のための送電分野に焦点を当て、国家基幹系統の運用機関の技術者に対して電力送電系統の計画及び適正な保守・運用に関する研修を実施する。

(6) 案件目標

信頼度の高い送配電設備の構築と系統運用能力は、電力の安定供給に不可欠である。日本は効率性を追求した安定性の極めて高い電力供給システムを開発し長年運用している。

このコースは、系統の計画・設計を担う技術者を対象に、日本の知見を元に計画策定や設計、運用についての知識・技術の向上を図ることを目的としている。また信頼性の高さを支える関連製品の理解を深めることにより、系統計画・運用に係る実務的能力の強化を目指す。

(7) 単元目標（アウトプット）

単元目標	単元目標達成のための研修内容（想定）	達成状況の確認方法
(1) 自国の電力系統に関する問題やその原因と対応策を見出し、説明できる。	インセプションレポートの作成と発表	来日後に行うインセプションレポート発表内容及び質疑において評価、発表に伴う作成物にて確認
(2) 日本の電力系統運用事業について理解し、自国との相違点を説明できる。	以下の内容における講義・視察・討議など ・日本の電気事業の概要 ・日本における送配電事業の概要 ・系統計画 ・需給計画・需給制御 中西連系線運用ルール ・再生可能エネルギー連系の現状と課題 ・系統保護システム・保護リレー ・変電設備の概要 ・送電設備の保守・メンテナンス ・配電設備の概要	質問票の回答内容やアクションプランの発表内容を基に確認
(3) 日本の電力系統計画・設計について理解し、自国との相違点を説明できる。		
(4) 自国の電力系統の課題解決のためのアクションプランを作成する。	アクションプランの発表及び作成指導	アクションプラン発表内容及び質疑において評価、発表に伴う作成物にて確認

(8) 研修項目

【事前活動】

・カントリーレポートの作成 ・関連参考文書による予習、情報のとりまとめ

【研修実施中】

- 1) カントリーレポート発表、討論
- 2) 系統計画・運用に関する国際的な潮流について
- 3) 系統計画・運用に係る日本国内の取り組み概観
- 4) 系統計画、需給計画・需給計画・需給制御に関して
- 5) 系統計画・運用における各機関の各役割と連携について
- 6) 日本における電力系統のマネジメントに関して
- 7) 系統計画・運用に関連する日本のメーカーや製品に関して
- 8) 再生可能エネルギー等を含む持続可能な電力供給のための取り組みに関して

9) アクションプランの発表、討論

【研修実施後】

所属先、関係者内での研修内容の共有と実践

(9) 研修付帯プログラム（参考情報：JICA 関西が実施するプログラム）

ア. ブリーフィング（滞在諸手続き）：来日翌日 0.5 日間

通常来日の翌日に、来日時事務手続き・滞在諸手当の支給手続き等についての説明を JICA において実施する。

イ. プログラム・オリエンテーション（研修概要説明）：来日翌日 1 時間程度

ウ. 評価会及び閉講式：技術研修最終日 0.5 日間

2 委託業務の範囲及び内容

(1) 履行期間（予定）

2025 年 11 月 7 日～2026 年 2 月 27 日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

対象国の参加者に対し、研修目標達成のために送配電設備の構築と系統運用についての日本の知見を共有し、各国社会の状況を踏まえた系統計画・運用に係る実務的能力の強化を目指す。

(3) 業務（研修）実施方法

① 講義：

テキスト・レジュメ等を準備し、必要に応じて視聴覚教材を利用して研修員の理解を高めるよう工夫する。なお、これらの翻訳・印刷が必要な場合には、原則 JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。

② 演習：

講義との関連性を重視し、テキストを参照しながら講義で学んだ内容の確認と応用力を養えるように工夫し、帰国後の実務に役立つことを目指す。

③ 見学・研修旅行：

講義で得られた知見を基に、現場視察や関係者との意見交換を通じて、研修員が当該研修分野に関する理解を深められる旅行計画を策定する。なお、旅行に伴う移動手段・宿泊は、原則として JICA 又は JICA が指定する団体を通じて行うため、これらとの密な調整を行うこと。

④ レポート作成・発表：

各レポートの作成・発表に当たっては、各研修員の問題意識について研修員・日本側関係者間で相互理解を深めるよう配慮し、併せて帰国後の問題解決能力を高めるよう努める。

(4) 業務の実施方法

上記 1 (5) の目的を達成するために、以下の業務を実施する。

- ①研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- ②講師・見学先・実習先の選定
- ③講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- ④教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- ⑤講師・見学先への連絡・確認
- ⑥JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- ⑦講義室・会場等の手配
- ⑧使用資機材の手配（講義当日の諸準備を含む）
- ⑨テキストの選定と準備（視聴覚教材の作成、翻訳・印刷業務を含む）
- ⑩講師への参考資料（テキスト等）の送付
- ⑪講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- ⑫講師・見学先への手配結果の報告
- ⑬研修監理員との連絡調整
- ⑭プログラム・オリエンテーションの実施
- ⑮研修員の技術レベルの把握
- ⑯研修員作成の技術レポート等の評価
- ⑰研修員からの技術的質問への回答
- ⑱研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- ⑲評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- ⑳閉講式実施補佐
- ㉑研修監理員からの報告聴取
- ㉒講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- ㉓業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- ㉔関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3 契約金額

JICA が定める基準に基づき積算した見積書を基に、契約交渉を経て決定する。

4 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書と経費精算報告書を各 1 部ずつ、履行期間終了の 10 営業日前までに提出する。

5 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を 1 名以上配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任